

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 ミヤビ設備工業
 住所 〒630-8114 奈良市芝辻町3丁目6-13-04
 代表者氏名 代表取締役 **柴山 雅吏**
 電話番号 TEL/FAX 0742-81-3847
 FAX番号
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 ミヤビ設備工業**
住 所 **〒630-8114 奈良市芝辻町3丁目6-13-04**
代表者氏名 **代表取締役 柴山 雅吏**



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
シバヤマ マサシ 代表取締役 柴山 雅吏	
事業の範囲	リフォーム・新築、 給水装置工事業 管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(有限会社) 株式会社 ミヤビ設備工業
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒630-8114 奈良市芝辻町3丁目6-13-04 電話番号 TEL/FAX 0742-81-3847 F AX番号 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
代表取締役 柴山雅吏	第 274235号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	
給水装置工事主任技術者免状の交付番号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とすること。

別表 (水道法施行規則第18条関係)

機 械 器 具 調 書

平成 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断 機械器具	金切カッター	VC 27	/	
	〃	VC 34	/	
	〃	VK 63	/	
	電圧 P-バーソー	CR13VC	/	
	ヒ-バーソー		/	
	金切りのニ		/	
管の加工 機械器具	ネジ切り盤	F50 AⅡ	/	
	ヤスリ		/	
管の接合 機械器具	トーチランプ	ガスボンバー式	2	
	パイソリン缶	13mm ~ 100mm	2	
	ベルト缶		/	
水圧 テスト 機械	テストポンプ	T-50KP	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 ミヤビ設備工業
住 所 〒630-8114 奈良市芝辻町3丁目6-13-04
代表者氏名 代表取締役 柴山雅吏



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良市芝辻町三丁目6-13-04
株式会社ミヤビ設備工業

会社法人等番号	1500-01-022226
商号	株式会社ミヤビ設備工業
本店	奈良市芝辻町三丁目6-13-04
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	平成30年4月18日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築工事、土木工事、管工事、電気工事、塗装工事および防水工事の請負並びに企画、設計、監理及びコンサルティング業 2. 内装仕上工事、電気通信工事、造園工事および消防施設工事の請負並びに企画、設計、監理及びコンサルティング業 3. 防災、防犯システムの設計、施工及び付帯機器の販売並びに貸与 4. 前各号に付帯関連する一切の事業
発行可能株式総数	1000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 柴山雅吏
	奈良市五条畑二丁目1番50号 代表取締役 柴山雅吏
登記記録に関する事項	設立 平成30年 4月18日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成30年 4月20日
奈良地方法務局
登記官

菊池寛之



定 款

株式会社 ミヤビ設備工業

原本と相違ない事を証明します。

平成30年6月11日

〒630-8114 奈良市芝辻町3丁目6-13-04

株式会社 ミヤビ設備工業

代表取締役 柴山 雅 吏



株式会社 ミヤビ設備工業 定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 ミヤビ設備工業 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事、土木工事、管工事、電気工事、塗装工事および防水工事の請負並びに企画、設計、監理及びコンサルティング業
2. 内装仕上工事、電気通信工事、造園工事および消防施設工事の請負並びに企画、設計、監理及びコンサルティング業
3. 防災、防犯システムの設計、施工及び付帯機器の販売並びに貸与
4. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 奈良市 に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

(機関構成)

第 5 条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第 9 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名捺印し、共同して請求しなければならない。

2 前項におけるその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、前項の請求書に第13条に定める届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書(作成後3ヶ月以内のもの)を提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印するものとする。

2 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第13条による届出印を押印するものとする。株主が届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書(作成後3ヶ月以内のもの)の提出をもってこれに代えることができる。

3 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前二項に準ずる。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第14条 当会社は、毎年事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第15条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に關する一切の事項について決議することができる。

(招集)

第16条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第17条 株主総会を招集するには、株主総会の日1週間前までに議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役の過半数の決定によって、あらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第20条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより、議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印若しくは電子署名を行う。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第23条 当社は、取締役5名以内を置く。

(代表取締役)

第24条 当社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

- 2 取締役が2名以上ある場合は代表取締役を、取締役が1名の場合は、当該取締役を社長とし、当社の業務を執行する。

(選任及び解任の方法)

第25条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第26条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任取締役又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当社の事業年度は毎年 4月 1日から翌年 3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第29条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第30条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額)
第31条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金500万円とする。

(最初の事業年度)
第32条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成31年 3月31日までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株数)
第33条 当会社の発起人の氏名、住所及び引受株数は次のとおりである。

奈良市五条畑二丁目1番50号
株式100株(金500万円) 柴山 雅吏

(定款に定めのない事項)
第34条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上 株式会社 ミヤビ設備工業 を設立するため、発起人の定款作成代理人である
司法書士 久住 博 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成30年 4月 2日

発起人 柴 山 雅 吏

上記発起人の定款作成代理人 司法書士 久 住 博

電子署
名者:久
住 博

同一の情報の提供

提供の日付： 平成30年4月5日

公証人：

藤田 義清



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市内侍原町6番地

奈良県林業会館ビル3階

請求対象の登簿管理番号： 17-1401000802000791

1 請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人： 藤田 義清

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市内侍原町6番地

奈良県林業会館ビル3階

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。

第二七四二三五号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

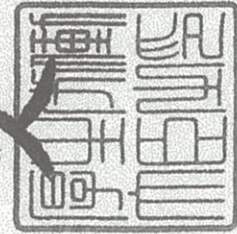
氏名 柴 山 雅 吏

昭和五十二年一月十二日生

水道法(昭和三十年法律第七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成二十六年二月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲 久





奈良県奈良市芝辻町3丁目6周辺の地図



(C)Yahoo Japan,(C)ZENRIN



この地図をスマホで持ち歩こう!

動かせる!

案内してくれる!

プリント代節約!

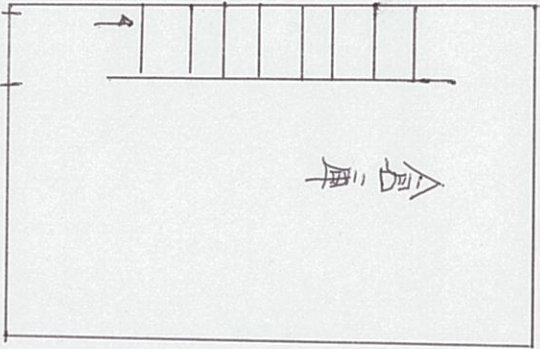


※ご利用いただく際は、バーコードを読み取るアプリが必要です。

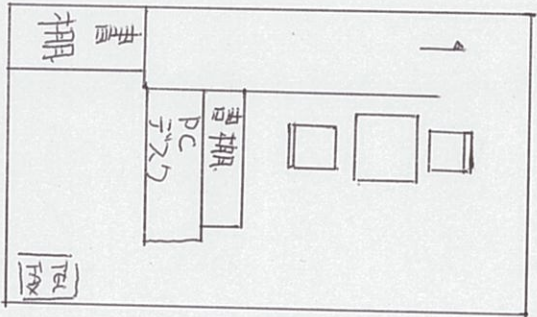


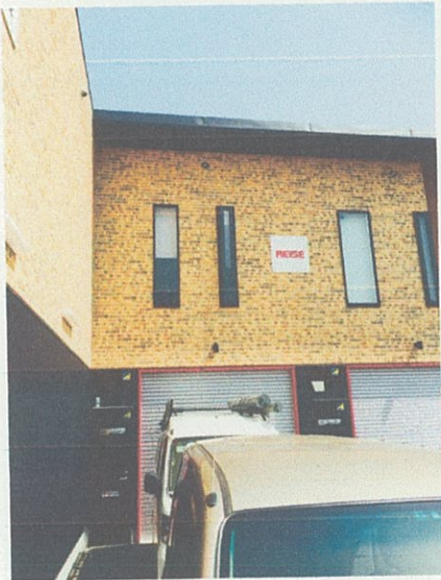
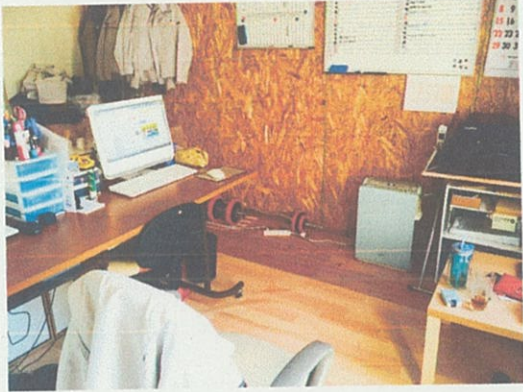
Copyright (C) 2018 Yahoo Japan Corporation. All Rights Reserved.

1F



2F





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 ミヤビ設備工業**
 住所 **〒630-8114 奈良市芝辻町3丁目6-13-04**
 代表者氏名 **代表取締役 柴山 雅 吏**
 電話番号 **TEL/FAX 0 7 4 2 - 8 1 - 3 8 4 7**
 FAX番号
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

届出者 株式会社 ミヤビ設備工業
代表取締役 柴山 雅 吏



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ミヤビ設備工業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
代表取締役 柴山 雅 吏	第 274235号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二七四二三五号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 柴 山 雅 吏

昭和五十二年一月十二日生

水道法(昭和五十年法律第百七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成二十六年二月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲 久

